

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和8年4月13日

世田谷区

1 概要

(1) 契約予定件名

ふるさと納税支援業務委託

(2) 目的

世田谷区がふるさと納税制度による寄附金の募集について、区内の魅力的な返礼品等を充実させつつ、区の実施を効果的に広報することで強化するとともに、ふるさと納税ポータルサイトの一元的な管理・運用やふるさと納税に係る寄附情報管理システムを活用し、各種情報の管理、返礼品等の発注、必要書類の印刷発行及びふるさと納税ワンストップ特例制度に基づく申請の受付等を行うことで、ふるさと納税業務の一層の効率化を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

- ①寄附情報管理システムに関する業務
- ②ふるさと納税ポータルサイトの管理運営に関する業務
- ③寄附の受付に関する業務
- ④返礼品等の発注及び配送管理に関する業務
- ⑤書類の発行・発送に関する業務
- ⑥ワンストップ特例制度に関する業務
- ⑦寄附者対応に関する業務(コールセンター業務)
- ⑧プロモーション・PRに関する業務
- ⑨返礼品等の開発及び返礼品等提供事業者への対応・支援に関する業務
- ⑩返礼品等に係る費用の業者への支払に関する業務

(4) 契約期間

契約締結日から令和12年3月31日までとする。

※良好な履行状況及び予算配当を条件として、単年度ごとに令和11年度まで随意契約を締結する予定がある。

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の項目に該当する単独法人または複数法人による共同企業体とする。

(1) 単独法人

次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- ①世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者でないこと。
- ③世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ④一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」または国際規格 ISO/IEC 27001 の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度認証」を取得（取得申請中を含む）していること。
- ⑤東京都内又は都に隣接する県（神奈川県、埼玉県、千葉県）に本店、支店又は、営業所等を有するものであること。
- ⑥令和5年度以降において、地方自治体で「世田谷区ふるさと納税支援業務委託業務説明書」に掲げる業務内容と類似の業務経験があり、かつ寄附額が令和5年度以降のいずれかの年度で5億円以上の実績を有する自治体の業務を受託していること。
- ⑦「ふるさと納税支援業務委託公募型プロポーザル選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

※委員長：世田谷区政策経営部長 田中 耕太

委 員：世田谷区ふるさと納税対策担当課長 齊藤 洋子

委 員：世田谷区経済産業部商業課長 齊藤 真徳

(2) 複数法人による共同企業体

次に掲げる要件のすべてを満たす複数法人による共同企業体（以下「JV」という。）とします。なお、JVを構成する者の呼称は、代表構成員、構成員とする。

- ①代表構成員及び構成員のすべてが前項（1）①～④、⑦の要件をすべて満たしていること。
 - ②代表構成員または構成員のうち少なくとも1者が前項（1）⑤及び⑥の要件を満たしていること。
 - ③代表構成員が、本業務全体の統括を担う能力を有すること。
- ※単独法人として参加表明書を提出した後は、新たに代表構成員や構成員としてJVを組成して応募することはできないこととする。
- ※JVとして参加表明書を提出した後は、新たにJVの構成員を追加したり、単独法人として応募したりすることはできないこととする。

3 提案書の提案者を選定するための基準

本案件では、提案者の選定を行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

提案書は、以下の内容ごとに採点方式により評価する。

- (1) ふるさと納税制度及び本区の制度に対する考え方の理解と業務遂行の理念
- (2) 業務遂行能力・受託実績
- (3) 返礼品等開発・管理能力
- (4) 個人情報保護対策
- (5) 自社の優位性
- (6) 業務に要する経費

5 手続等

(1) 担当部課

世田谷区 政策経営部 ふるさと納税対策担当課
住所 〒154-8504 世田谷区世田谷 4-2-1-27
世田谷区役所東棟4階
電話 03-5432-2190 F A X 03-5432-3047

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

令和8年4月13日（月）～令和8年4月27日（月） 17時

② 交付方法

区のホームページ (<https://www.city.setagaya.lg.jp/02210/32020.html>)
からダウンロード

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

① 提出期限

令和8年4月27日（月） 17時まで必着

② 提出場所

上記（1）と同じ。

③ 提出方法

郵送

(4) 質疑・回答

① 質問受付期間

令和8年4月30日（木）～令和8年5月15日（金） 17時まで

※質問は電子メールで行うこと。

② 回答予定日

令和8年5月20日（水）

質問内容及び回答書は、参加表明者宛に電子メールで送信する。

(5) 提案書、見積書の提出期限、提出場所及び方法

① 提出期限

令和8年6月2日（火）17時まで必着

② 提出方法

招請通知に記載のメールアドレス宛に電子データにて提出

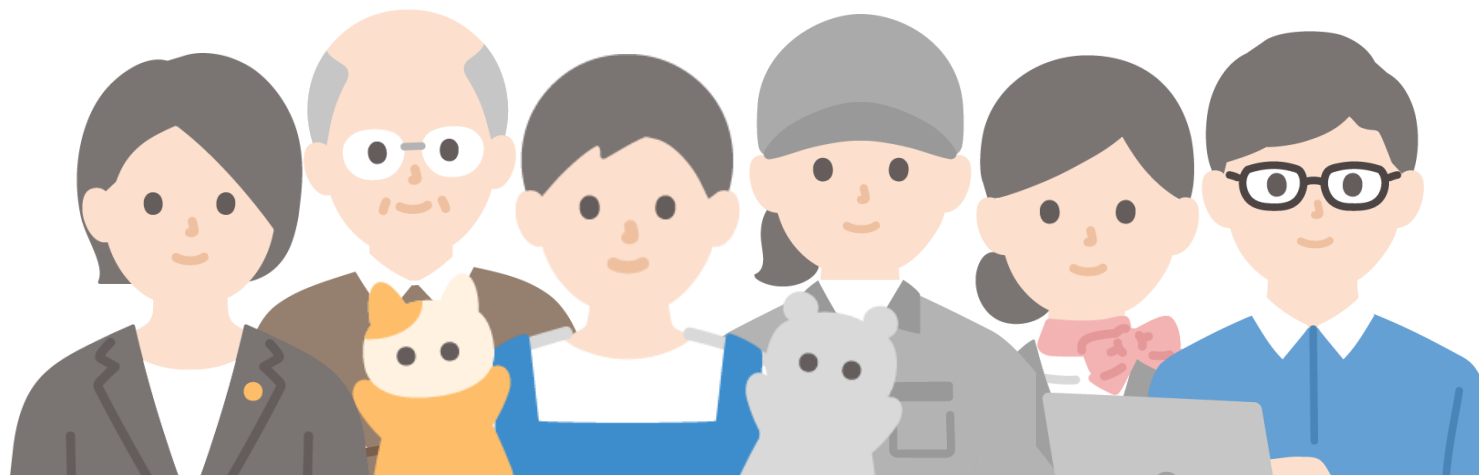
6 その他

- (1) 参加表明書及び提案書の作成並びに提出にかかる費用については、区は一切負担しない。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定 無
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口は、「5（1）担当部課」と同じ。
- (7) 区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める。なお、追加書類の提出に係る費用は提案者の負担とする。
- (8) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (9) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (10) 提出された参加表明書及び提案書は返還しない。
- (11) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。
- (12) 提案書の提出後に2の参加資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (13) 契約は区と詳細な仕様の内容について協議を行ったうえで締結するものとする。
- (14) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、業務の仕様については、選定過程において区が提示した資料及び提案者による提案内容に拘束されない。最終的な仕様は、選定された候補者と区とで仕様調整を行い、双方の合意により確立するものとする。
- (15) 本件の成果物に関する一切の権利は区に帰属する。また、本件により新たに作成された著作物等について、本件の受託者は区の許諾なくして独占的な権利を設定してはならない。

- (16) 区はこの案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号及び名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (17) 区との契約では単年度で予定価格2,000万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。
- (18) 詳細は説明書による。

【重要】労働報酬下限額の適用についてのご案内

この契約には「**労働報酬下限額**」が適用されます



工事請負契約の 技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**
(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者

1時間あたり

1,610円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が100万円を超える契約(※1、2)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※1 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象 ※2 土木工事請負契約は200万円を超える契約が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	3,262円	さく岩工	4,463円	左官	3,592円
普通作業員	2,869円	トンネル特殊工	4,017円	配管工	3,199円
軽作業員	1,987円	トンネル作業員	3,411円	はつり工	3,315円
造園工	2,944円	トンネル世話役	4,548円	防水工	4,059円
法面工	3,570円	橋りょう特殊工	3,900円	板金工	3,804円
とび工	3,517円	橋りょう塗装工	3,879円	タイル工	2,954円
石工	3,517円	橋りょう世話役	4,463円	サッシ工	3,539円
ブロック工	3,443円	土木一般世話役	3,655円	内装工	3,655円
電工	3,645円	高級船員	4,219円	ガラス工	3,549円
鉄筋工	3,592円	普通船員	3,475円	ダクト工	3,199円
鉄骨工	3,167円	潜水士	5,600円	保温工	3,039円
塗装工	3,879円	潜水連絡員	4,059円	設備機械工	2,975円
溶接工	4,049円	潜水送気員	3,815円	交通誘導員A	2,179円
運転手(特殊)	3,305円	山林砂防工	3,454円	交通誘導員B	1,987円
運転手(一般)	2,720円	軌道工	6,237円	上記以外の職種	1,610円
潜かん工	3,964円	型わく工	3,507円		
潜かん世話役	4,750円	大工	3,252円		

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,870円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和8年3月13日告示によるものです。

適用対象は令和8年4月1日以後に締結する契約(上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く)です。